

建設業法・入契法改正（令和6年法律第49号）について

最終更新日：2025年1月7日

このページでは、建設業法・入契法の改正（令和6年6月14日公布）におけるポイントについて、解説しています。
施行日は公布から3ヶ月以内（令和6年9月1日施行）、6ヶ月以内（令和6年12月13日施行）、1年6ヶ月以内（今後期日を定める予定）の3段階に分かれております。

[建設業をめぐる現状と改正の背景](#)

[処遇改善](#)

[資材価格高騰による労務費のしわ寄せ防止](#)

[働き方改革・生産性向上](#)

[資料](#)

建設業をめぐる現状と改正の背景

建設業は、社会資本の整備・管理の担い手であるとともに、災害時における「地域の守り手」として国民生活や社会経済活動を支える極めて重要な役割を担っています。

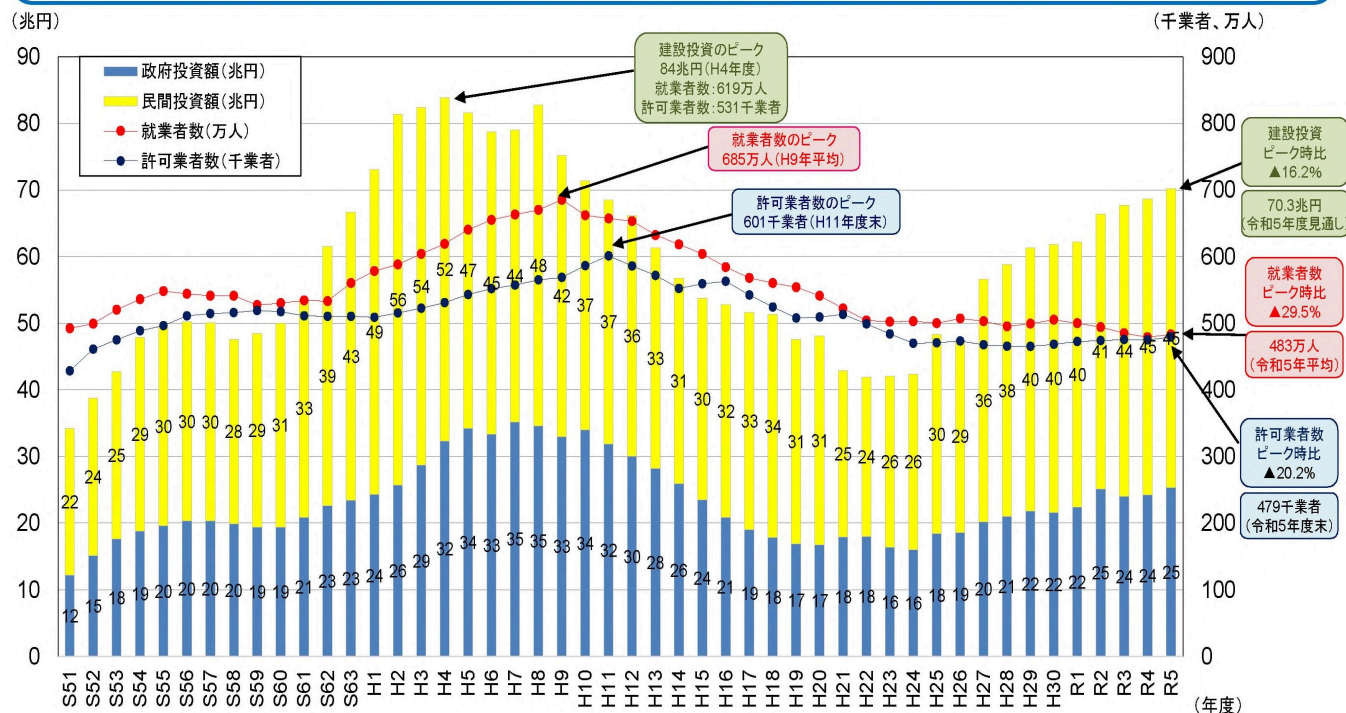
一方、就労条件などを背景に就業者の減少が続いており、建設業がその重要な役割を将来にわたって果たし続けられるようにするため、担い手の確保に向けた取組を強化することが急務となっています。また、昨今の急激な資材価格の高騰を受けて現場技能者の賃金の原資となる労務費等がしわ寄せを受けないよう、高騰分の適切な価格転嫁が求められているところで

す。

こうした状況を踏まえ、1. 処遇改善 2. 資材高騰による労務費へのしわ寄せ防止 3. 働き方改革と生産性の向上を大きな柱に、「持続可能な建設業」の実現に向け、今般の法改正が行われました。

建設投資、許可業者数及び就業者数の推移

- 建設投資額はピーク時の平成4年度：約84兆円から平成22年度：約42兆円まで落ち込んだが、その後、増加に転じ、令和5年度は約70兆円となる見通し（ピーク時から約16%減）。
- 建設業者数（令和5年度末）は約48万業者で、ピーク時（平成11年度末）から約20%減。
- 建設業就業者数（令和5年平均）は483万人で、ピーク時（平成9年平均）から約30%減。



出典: 国土交通省「建設投資見通し」・「建設業許可業者数調査」、総務省「労働力調査」

注1 投資額については令和2年度(2020年度)まで実績、令和3年度(2021年度)・令和4年度(2022年度)は見込み、令和5年度(2023年度)は見通し

注2 許可業者数は各年度末(翌年3月末)の値

注3 就業者数は年平均。平成23年(2011年)は、被災3県(岩手県・宮城県・福島県)を補完推計した値について平成22年国勢調査結果を基準とする推計人口で適及推計した値

処遇改善

施行: 公布日から3ヶ月以内・6ヶ月以内・1年6ヶ月以内

今回の法改正では、建設業者に処遇確保を努力義務化したうえで、国が取り組みの状況を調査・公表することとしました。

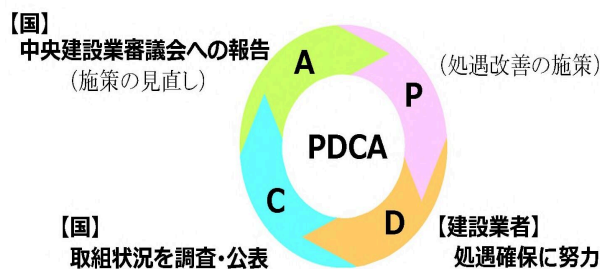
また、これまで技能者の労務費における相場観が不明確だったために労務費が削られてきたことを踏まえ、中央建設業審議会(建設業法に基づき国土交通省に設置された会議体)で「労務費の基準」を作成・勧告できることとしました。「労務費の基準」に照らし、著しく低い労務費等で見積を依頼した発注者は、国土交通大臣が勧告・公表を、著しく低い労務費等で見積を提出した受注者は指導・監督をすることとなります。

処遇改善

（１）建設業者の責務、取組状況の調査

- 労働者の**処遇確保**を建設業者に**努力義務化**

➡ 国は、建設業者の取組状況を**調査・公表**、
中央建設業審議会に**報告**

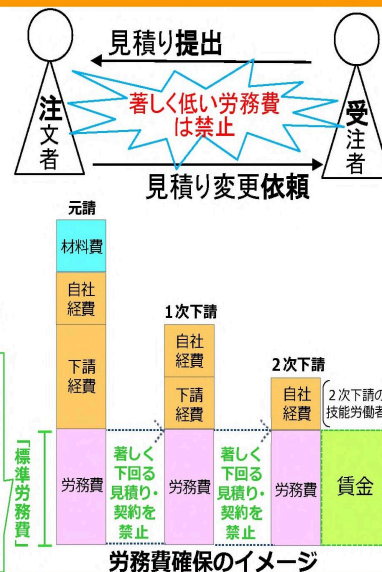


（２）労務費（賃金原資）の確保と行き渡り

- 中央建設業審議会が「**労務費の基準**」を作成・**勧告**

- **著しく低い労務費等**※による見積り提出（受注者）や見積り変更依頼（注文者）を**禁止** ※ 施工に通常必要な労務費等を著しく下回るもの

➡ **違反して契約した発注者**には、国土交通大臣等が**勧告・公表**
(違反して契約した**建設業者**(注文者・受注者とも)には、現規定により、**指導・監督**)



（３）不当に低い請負代金の禁止

- **総価での原価割れ契約を受注者にも禁止**
(現行) **注文者**は、地位を利用して、原価割れ契約をしてはならない。

「労務費の基準」の作成について

技能者の皆様の労務費が適正に確保され行き渡るよう、上記のとおり今回の法改正において「労務費の基準」に関する規定が新たに設けられました。これにより、著しく低い労務費等による見積の提出・変更依頼が禁止され、違反した受注者（建設業者）に対しては現行規定に基づき国土交通大臣等から指導・監督が、違反した発注者に対しては国土交通大臣等から勧告・公表措置がなされることとなります。

詳細については、令和6年9月以降、中央建設業審議会に設置されるワーキンググループにて検討される予定ですので、プレスリリース等をお待ちください。

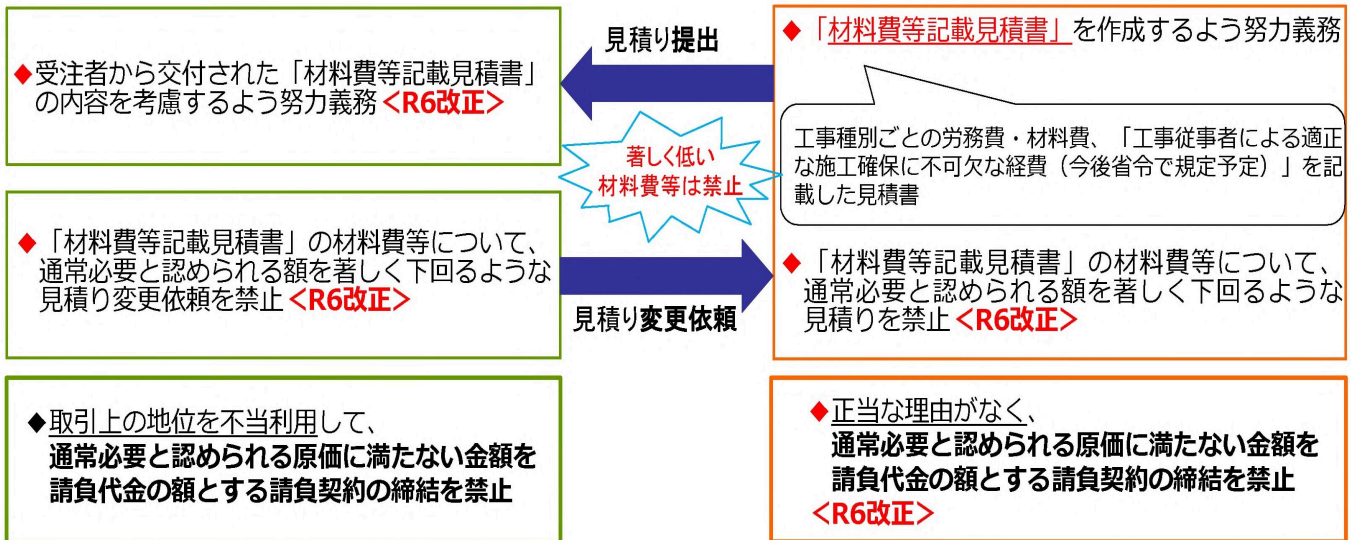
「著しく低い労務費等」と「不当に低い請負代金」の禁止



中央建設業審議会が「労務費に関する基準」を作成・勧告 **<R6改正>**

注文者

受注者



＜「著しく低い労務費等」とした場合・・・＞

- － 建設業者に対しては国土交通大臣等から指導・監督処分
- － 発注者に対しては国土交通大臣等から勧告・公表

＜「原価割れ契約」を結んだ場合・・・＞

- － 受注者である建設業者に対しては国土交通大臣等から指導・監督処分／注文者である建設業者に対しては公取委から措置
- － 公共発注者に対しては国土交通大臣等から勧告・公表

資材価格高騰による労務費のしわ寄せ防止

施行: 令和6年12月13日

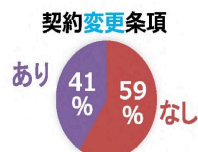
資材価格の高騰や資材不足といったリスクの負担がこれまで受注者に偏ってきたために、価格転嫁が適正に行われず労務費が削減されてきたことを踏まえ、資材高騰に伴う請負代金等の「変更方法」を契約書の法定記載事項として定めることとしました。

また、労務費へのしわ寄せを防ぐため、資材高騰が生じるおそれがあると認めるときは、請負契約の締結をするまでに受注者から注文者に対して、関連する情報（「おそれ情報」）を必要な情報として通知しなければならないこととしました。この場合、実際に資材高騰が生じたときは、受注者から注文者に対して請負代金の変更協議を申し出ることができ、注文者は当該協議に誠実に応じるよう努めなければならないこととなります。これらにより、価格変更協議が促されることとなります。

2. 資材高騰に伴う労務費のしわ寄せ防止

契約前のルール

- 資材高騰に伴う**請負代金**等の「**変更方法**」を**契約書の法定記載事項**として明確化



(出典)国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」(令和4年度)

- 受注者は、**資材高騰**の「**おそれ情報**」を注文者に**通知する義務**



「資材高騰のおそれあり」



契約書

第〇条 請負代金の**変更方法**

- ・ 材料価格に著しい変動を生じたときは、受注者は、請負代金額の**変更を請求**できる。
- ・ 変更額は、**協議して定める**。

資材高騰等が顕在化したとき

契約後のルール

- 契約前の通知をした**受注者**は、注文者に請負代金等の**変更を協議**できる。

➡ 注文者は、**誠実に協議**に応ずる**努力義務**※

※ 公共発注者は、協議に応ずる**義務**



「変更方法」に従って
請負代金**変更の協議**

誠実な協議に努力



期待される効果

資材高騰分の転嫁協議が円滑化、労務費へのしわ寄せ防止

「おそれ情報」について

1.「おそれ情報」の対象となる事象について

おそれ情報の対象となる事象としては

- (a) 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰
- (b) 特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰

であって、天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することができない事象が挙げられます。

一例として、(a)であれば、自然災害により特定の資材の工場が被災したことで資材の需給バランスが崩れ価格高騰に繋がりの場合、(b)であれば、特定の種類の工場の建設需要が急激に増加し、当該種類の工場の建設に不可欠な専門工事を担当する技能者の獲得競争が発生したことで労務費の上昇が生じ、請負代金の変更に繋がりの場合などが考えられます。

2.「おそれ情報」の通知方法について

おそれ情報の通知にあたっては、おそれ情報とあわせて、当該事象の状況の把握のために必要な情報（以下「根拠情報」という。）を通知することが必要です。根拠情報としては、建設工事の受注予定者が通常の事業活動の範囲内で把握できる客観的な情報を用いる必要があり、メディアの記事、資材業者の記者発表、公的団体などにより作成・更新された一定の客観性を有する統計資料などがこれに該当します。

通知する際には、見積書の交付時などにあわせて行う必要があり、おそれ情報を発注者が確認したことを記録するため、通知書面やメール等を受発注者双方が保存しておくことが望ましいものと考えられます。

価格転嫁協議の円滑化ルールの詳細

令和6年12月からの施行に際して、制度運用上の留意点をとりまとめたガイドライン*を公表予定

*建設業法令遵守ガイドライン *発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン

【契約前】

契約書（イメージ）

第〇条 請負代金の**変更方法**

- ・ 材料価格に著しい変動を生じたときは、受注者は、請負代金額の**変更を請求**できる。
- ・ 変更額は、**協議して定める**。協議に当たっては、**工事に係る価格等の変動の内容その他の事情等を考慮**する。

請負代金等の「**変更方法**」を契約書の法定記載事項に

「**契約変更を認めない**」契約も、契約書の法定記載事項として認められない

おそれ情報の通知（受注者）

契約前に、**資材高騰等のリスク**を注文者・受注者の**双方が共有**

⇒契約後、実際に発生した場合の変更協議を円滑化

【「おそれ」情報の具体的内容】

天災などの自然的又は人為的な事象により生じる、

- ・ **主要な資機材の供給の不足／遅延又は資機材の価格の高騰**
- ・ **特定の工種における労務の供給の不足又は価格の高騰**

※契約時に未発生の自然的事象に起因する事象については、発生の蓋然性を合理的に説明できる場合を除き事前に予測することは困難と考えられることから、通知が義務づけられる情報とは想定しがたい。

【「おそれ」情報の通知方法】

- ・ 受注者の通常の事業活動において把握できる、**一定の客観性を有する統計資料等**に裏付けられた情報が根拠

※国や業界団体の統計資料、報道記事、下請業者・資材業者の記者発表など

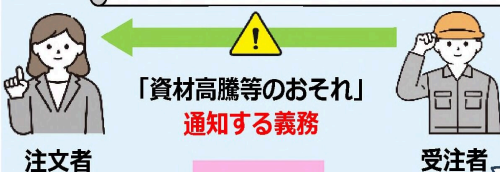
- ・ **書面又はメール等の電磁的方法により、見積書交付等のタイミングで通知**

誠実協議（注文者）

注文者は、受注者の協議申出に対して、協議のテーブルに着いたうえで、変更可否について説明する必要

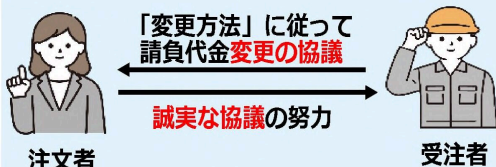
【「誠実」に協議に応じていないと思われる例】

- ・ 協議の開始自体を正当な理由なく**拒絶**
- ・ 協議の申出後、合理的な期間以上に協議開始を**あえて遅延**
- ・ 受注者の主張を一方的に否定or十分に聞き取らずに**協議を打ち切る**



資材高騰等が顕在化したとき

【契約後】



なお、事前通知がなかったことのみでは、協議を拒む理由にはならない
⇒契約上の「変更方法」に基づき適切に協議

働き方改革・生産性向上

働き方改革と生産性向上

(1) 働き方改革

① 工期ダンピング※対策を強化

※ 通常必要な工期よりも著しく短い工期による契約
中央建設業審議会が「工期の基準」を作成・勧告

○ 新たに受注者にも禁止

(現行) 注文者は、工期ダンピングを禁止

(参考) 工期不足の場合の対応

1位	作業員の増員	25%
2位	休日出勤	24%
3位	早出や残業	17%

4割超

(出典) 国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」(令和4年度)

➡ 違反した建設業者には、指導・監督

② 工期変更の協議円滑化

契約前

- 受注者は、**資材の入手困難**等の「**おそれ情報**」を注文者に**通知する義務**

(注) 不可抗力に伴う工期変更は、**契約書の法定記載事項**(現行)

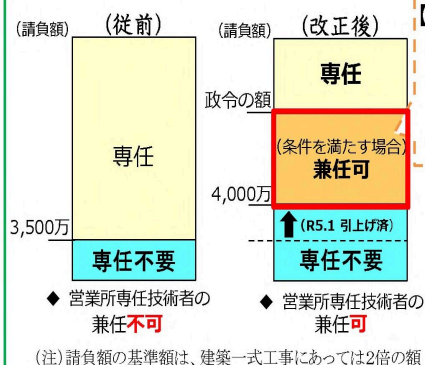
契約後

- 上記通知をした**受注者は**、注文者に**工期の変更を協議できる**。

➡ 注文者は、**誠実に協議**に応ずる**努力義務**※
※ 公共発注者は、協議に応ずる**義務**

(2) 生産性向上

① 現場技術者の専任義務の合理化



【主な条件】

- ・ 兼任する現場間移動が容易
- ・ ICTを活用し遠隔からの現場確認が可能
- ・ 兼任する現場数は一定以下

<例> 遠隔施工管理



② ICTを活用した現場管理の効率化

- 国が**現場管理の「指針」**を作成

➡ 特定建設業者※や公共工事受注者に対し、**効率的な現場管理を努力義務化**
※ 多くの下請け業者を使う建設業者

<例> 元下間のデータ共有



- 公共発注者への**施工体制台帳の提出義務を合理化**
(ICT活用で確認できれば提出は不要に)

〔働き方改革〕

施行: 公布日から6ヶ月以内・1年6ヶ月以内

令和元年より段階的に施行されている「働き方改革関連法」では、建設業への適用が令和6年以降とされてきたところ、適用に備えこれまでの法改正でも働き方改革に努めてまいりました。その結果大きな改善も見られたものの、建設業の働き方は引き続き他産業に比べ厳しい状況といえます。

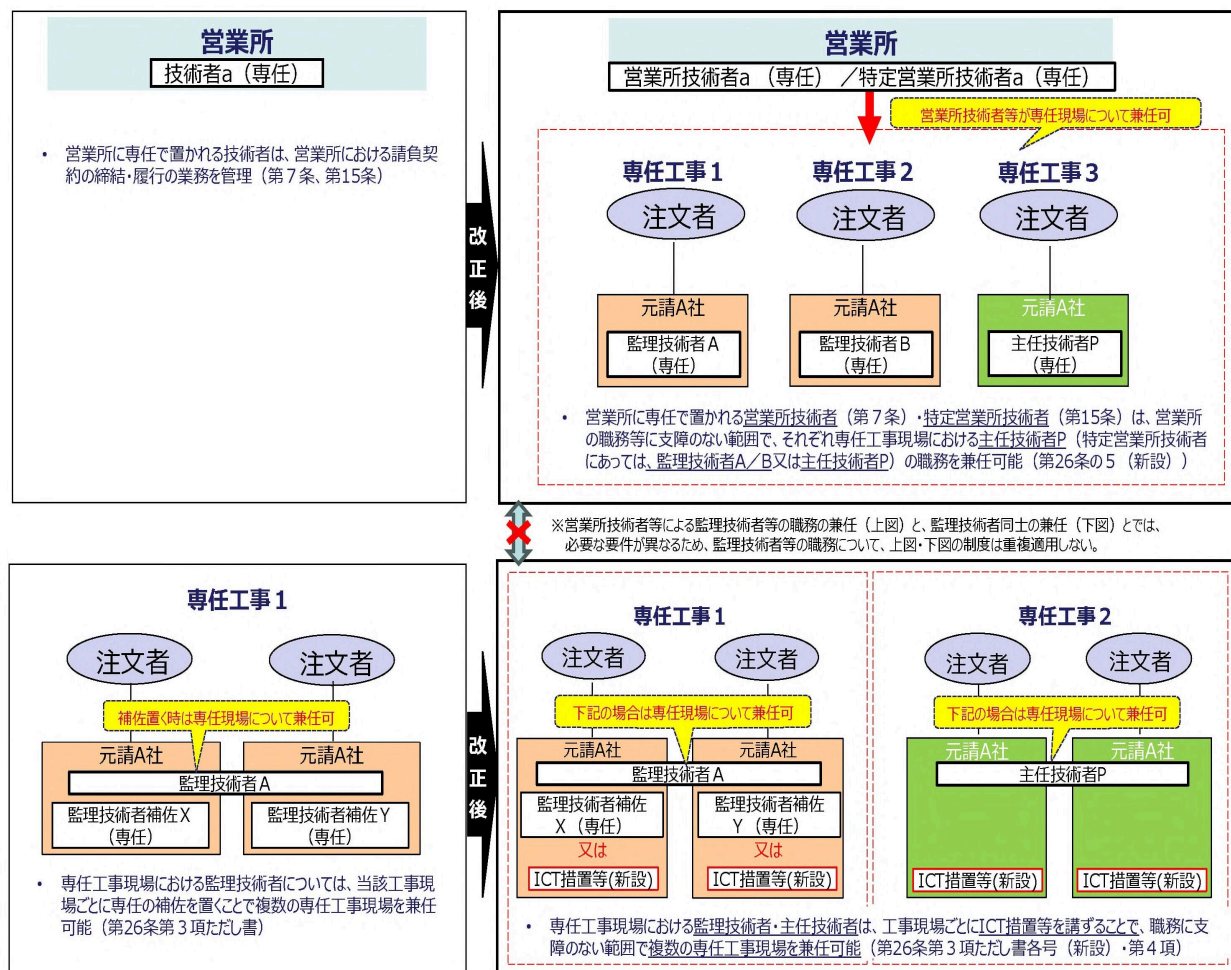
そうしたことを踏まえ、長時間労働を是正し、週休2日も確保していくため、受注者の発意による著しく短い工期による請負契約の締結を禁止することとしています。また、「しわ寄せ防止」に示した請負代金の変更協議と同様に、資材の入手困難などが生じるおそれがあると認めるときは、受注者から注文者に対して関連する情報を請負契約の締結までに通知しなければならないこととしました。この場合、実際に資材の入手困難などが生じたときは、受注者から注文者に対して工期の変更に関する協議を申し出ることができ、注文者は当該協議に誠実に応じるよう努めなければならないこととなります。

〔生産性向上〕

施行: 公布日から6ヶ月以内

近年、工事現場におけるデジタル技術の活用(タブレット端末を通じた工事関係者間における設計図面や現場写真などの共有や、現場作業員が装備するウェアラブルカメラなどを通じた監理技術者等との間における工事現場の映像・音声の遠隔・リアルタイム共有など)により施工管理業務の効率化が進められていることを受け、ICTの活用を条件に、監理技術者等の専任規制を合理化することとしました。

ICT活用による監理技術者等の専任義務の合理化



資料

説明会資料

- [改正建設業法等に関する資料（令和6年夏）](#)
- [改正建設業法等（6ヶ月施行）に関する資料（令和6年冬）](#)

法律

- [概要・参考資料（PDF）](#)
- [要綱（PDF）](#)
- [本文（PDF）](#)
- [新旧対照条文（PDF）](#)

政令

【令和6年9月1日施行】

建設業法等を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（3ヶ月施行）について

- [報道発表資料（PDF）](#)

- [要綱\(PDF\)](#)
- [本文\(PDF\)](#)
- [理由\(PDF\)](#)
- [法律要綱\(PDF\)](#)
- [参照条文\(PDF\)](#)

【令和6年12月13日施行】

建設業法等を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（6ヶ月施行）について

- [報道発表資料\(PDF\)](#)
- [要綱\(PDF\)](#)
- [本文\(PDF\)](#)
- [理由\(PDF\)](#)
- [法律要綱\(PDF\)](#)
- [参照条文\(PDF\)](#)

【令和6年12月11日公布】

建設業法施行令及び国立大学法人法施行令の一部を改正する政令について

- [報道発表資料\(PDF\)](#)
- [要綱\(PDF\)](#)
- [本文\(PDF\)](#)
- [理由\(PDF\)](#)
- [新旧対照表\(PDF\)](#)
- [参照条文\(PDF\)](#)

省令

【令和6年12月13日施行】

建設業法施行規則等の一部を改正する省令について

- [報道発表資料\(PDF\)](#)
- [本文\(PDF\)](#)

ガイドライン

【令和6年12月13日施行】

[1] 建設業法令遵守ガイドラインについて

- [概要\(PDF\)](#)
- [【元下間】本文\(PDF\)](#)
- [【元下間】新旧対照表\(PDF\)](#)
- [【受発注者間】本文\(PDF\)](#)
- [【受発注者間】新旧対照表\(PDF\)](#)

[2] 監理技術者制度運用マニュアルについて

- [本文\(PDF\)](#)
- [新旧対照表\(PDF\)](#)

告示

【令和6年12月13日公布】

情報通信技術を活用した建設工事の適正な施工を確保するための基本的な指針（ICT指針）について

- [概要\(PDF\)](#)

■ [本文\(PDF\)](#)

参考書式

人員の配置を示す計画書（建設業法施行規則第17条の2第1項第5号、第17条の5第1項第5号）について

■ [参考様式\(Excel\)](#)

建設産業・不動産業
国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課 電話：03-5253-8111（内線24756, 24754）

国土交通省（法人番号2000012100001）

[アクセス情報・地図](#)

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3（代表電話）03-5253-8111

[プライバシーポリシー](#)

[リンク・著作権・免責事項について](#)

[国土交通省のRSSについて](#)

[関連リンク集](#)

[国土交通省 ソーシャルメディア関連リンク集](#)

Copyright© 2008 MLIT Japan. All Rights Reserved.